令和８年１０月１９日　開会
令和８年１０月　　日　閉会

# 令和８年第３回江差町議会臨時会　議案

署名議員

署名議員

# 議　案　目　次


報告第１号　　和解及び損害賠償額の決定の専決処分について　……Ｐ　１
報告第２号　　和解及び損害賠償額の決定の専決処分について　……Ｐ　３
議案第１号　　檜山地域人材開発センター条例の制定について　……Ｐ　５
議案第２号　　江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部
　　を改正する条例について　……Ｐ１１
議案第３号　　令和８年度江差町一般会計補正予算（第８号）について　……Ｐ１３
議案第４号　　令和８年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第１号）について　……Ｐ２７

報告第１号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１０月１９日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

地方自治法第１８０条第１項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

# 専　決　処　分　書

次のとおり和解することについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和８年１０月　５日

江差町長　照井　誉之介

## 和解及び損害賠償額の決定について

１　当事者

（甲）Ａ氏

（乙）江差町長　照井　誉之介

２　事案の概要

（１）令和８年４月２３日、移転新築工事完了後、供用開始前の江差町地方卸売市場敷地内（江差町字中歌町１９８番地６）において甲が運転する車両が乙の管理する江差町地方卸売市場の荷捌場に車両が出入りするためのシャッターに衝突し、損傷させたもの。

（２）甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害補償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

３　和解の概要

（１）甲は、乙が被った損害額３６３，０００円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲の加入する賠償補償保険により補修費全額を支払うものとする。

（２）甲及び乙では、本件について今後どのような事情が生じても、物件損害及びこれに伴う一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第２号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１０月１９日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

地方自治法第１８０条第１項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

# 専　決　処　分　書

次のとおり和解することについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和８年１０月　６日

江差町長　照井　誉之介

## 和解及び損害賠償額の決定について

１　当事者

（甲）Ａ氏

（乙）江差町長　照井　誉之介

２　事案の概要

（１）令和８年７月３０日、江差町字円山２９９番地６３江差町在宅型総合福祉施設まるやま正面駐車場において、甲が駐車するため車両を後進した際、車両左リアテール及び周辺ボディが乙の管理する江差町在宅型総合福祉施設まるやまの正面玄関支柱に接触し、破損させたもの。

（２）甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

３　和解の概要

（１）甲は、乙が被った損害額７０，４００円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲が加入する賠償補償保険により補修費全額を支払うものとする。

（２）甲及び乙では、本件について今後どのような事情が生じても、物件損害及びこれに伴う一切の債権債務関係がないことを確認する。

議案第１号

檜山地域人材開発センター条例の制定について

檜山地域人材開発センター条例を、次のように定める。

令和８年１０月１９日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

洋上風力発電のメンテナンスに関わる人材の育成に向けた環境整備のため、当町が所管する檜山地域人材開発センターを改修し、同施設内に「ＧＭＯ認証トレーニング施設」を整備し、施設を長期使用すること等に伴い、地方自治法に基づき、施設の設置及び管理に関する条例を制定する。

檜山地域人材開発センター条例

**（設置）**

第１条　地域における企業活動を支える人材の育成、中小企業者及び小規模企業者等の社会経済環境への適応並びに技術研修等の推進を図り、地域経済の発展に寄与するため、檜山地域人材開発センター（以下「人材開発センター」という。）を設置する。

**（名称及び位置）**

第２条　人材開発センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　檜山地域人材開発センター

位置　檜山郡江差町字南が丘７番地１７２

**（使用区分）**

第３条　人材開発センターの使用区分は、次のとおりとする。

(1) 人材育成施設　会議室、研修室、製図室、介護実習室、土木実習室、建築実習室、食品実習室、視聴覚教室、OA 研修室

(2) 屋内研修施設　体育館

(3) 屋外研修施設　グラウンド

(4) 研修宿泊施設　宿泊棟

**（開館時間）**

第４条　人材開発センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 人材育成施設　午前９時から午後９時まで

(2) 屋内研修施設　午前９時から午後９時まで

(3) 屋外研修施設　午前９時から午後５時まで

(4) 研修宿泊施設　午後３時から翌日の午前 10 時まで

**（休館日）**

第５条　人材開発センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎週土曜日及び日曜日（研修宿泊施設を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 31 日から翌年１月５日まで

**（使用許可）**

第６条　人材開発センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　町長は、管理上必要がある時は、前項の許可に条件を付すことができる。

**（使用の制限等）**

第７条　町長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、又は使用を停止することができる。

(1) この条例に違反し、又は町長の指示に従わないとき。

(2) 公序良俗に反するとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

２　前項の規定により、使用者に損害が生じても、町は賠償の責を負わない。

（禁止行為）

第８条　使用者は、人材開発センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用すること。

(2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸すること。

（使用料）

第９条　使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

２　町長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

３　納付された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できない場合又は町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別設備の承認）

第10条　使用者が人材開発センターの使用にあたり、特別の設備を設置等しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

（原状回復）

第11条　使用者は、人材開発センターの使用を終了したとき、又は第７条第１項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、速やかに当該施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第12条　人材開発センターの施設又は設備その他物件を損傷し、又は滅失した者は、町長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない

（指定管理者による管理の代行等）

第13条　町長は、人材開発センターの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者に人材開発センターの管理の全部又は一部を行わせることができる。

２　前項の規定により人材開発センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設の維持及び管理

(2) 使用許可及び使用料の徴収に関すること

(3) 前２号に掲げる業務のほか、町長が必要と認める業務

３　第１項の規定により指定管理者に人材開発センターの管理を行わせる場合にあっては、第３条から第７条までの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて適用する。

（指定管理者の指定の手続等）

第14条　前条第１項の規定による指定管理者の指定の手続き等については、江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第２号)に定めるところによる。

（利用料金の収受等）

第15条　第13条第１項の規定により指定管理者に人材開発センターの管理を行わせる場合においては、指定管理者が人材開発センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受させるものとする。その場合において、第９条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用する。

２　前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、別表に規定する使用料の額を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による使用料の額を上限とし、あらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

（委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条以降の規定については、令和９年４月１日から施行し、同日前の期間における当該施設の管理及び事務の取扱いについては、これまでの運用による。

別表（第９条関係）

人材育成施設、屋内研修施設、屋外研修施設の使用料金表

| 施設区分 | 施設数 | 年額料金 | 月額料金 | １時間当たりの使用料金 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 平日 | 夜間・休日 | |
| 会　議　室 | 2 | 1,555,200 円 | 129,600 円 | 800 円 | 1,100 円 | |
| 研　修　室 | 5 | 1,555,200 円 | 129,600 円 | 800 円 | 1,100 円 | |
| 製　図　室 | 1 | 1,555,200 円 | 129,600 円 | 800 円 | 1,100 円 | |
| 介護実習室 | 2 | 1,555,200 円 | 129,600 円 | 800 円 | 1,100 円 | |
| 土木実習室 | 1 | 2,332,800 円 | 194,400 円 | 1,200 円 | 1,600 円 | |
| 建築実習室 | 1 | 2,332,800 円 | 194,400 円 | 1,200 円 | 1,600 円 | |
| 食品実習室 | 2 | 2,332,800 円 | 194,400 円 | 1,200 円 | 1,600 円 | |
| 視聴覚教室 | 1 | 2,332,800 円 | 194,400 円 | 1,200 円 | 1,600 円 | |
| ＯＡ研修室 | 1 | 2,332,800 円 | 194,400 円 | 1,200 円 | 1,600 円 | |
| 体　育　館 | 1 | 1,555,200 円 | 129,600 円 | 800 円 | 1,100 円 | |
| グラウンド | 1 | 583,200 円 | 48,600 円 | 300 円 | － | |

備考

１　１時間未満は１時間とし、１時間を超える端数については 30 分以上を１時間とみなす。

２　平日は月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までとし、夜間は午後５時から午後９時までとする。

３　休日は土・日曜日及び祝日の午前９時から午後９時までとする。

４　月額使用料は、１室（１面）を単位として計算する。

５　暖房を使用している期間は、使用料の３割増しとする。

６　児童、生徒の利用は大人が引率するものとする。

研修宿泊施設の料金表

| | 宿泊料金 | 朝食料金 | 夕食料金 |
|---|---|---|---|
| 小・中学生 | 2,000 円 | 800 円 | 1,200 円 |
| 高校・大学生 | 3,000 円 | | |
| 一　般 | 4,000 円 | | |

備考

１　暖房を使用している期間は、宿泊料の３割増しとする。

議案第２号

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成１７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

令和８年１０月１９日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる事由について、あらかじめ施設の整備等と一体的な管理を行わせる事業者として選定された者に施設の管理、運営を行わせようとするときなどの事由を追加することについて、条例の一部を改正する必要があるため。

# 江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成１７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項を次のように改める。

第５条　町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２条の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

（１）　施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮する、当町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体、その他町長が特に認めた者に施設の管理を行わせようとするとき。

（２）　民間資金等の活力による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）の定めるところにより、またはこれに準じた手続きによりあらかじめ施設の整備等と一体的な管理を行わせる事業者として選定された者に施設の管理を行わせようとするとき。

（３）　前号の規定により選定された者に、前号の施設と一体的に管理を行わせることが設置目的を効果的かつ効率的に達成するために必要であると認められる他の公の施設の管理を行わせようとするとき。

第５条第２項中　「当該出資団体等」を「前項各号に掲げる候補者」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第３号

令和８年度江差町一般会計補正予算（第８号）について

令和８年度江差町一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ５，２６２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，１６４，８０２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１０月１９日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

令和８年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。

# 令和8年度　一般会計補正予算構成表

（単位：千円）

| 科目 | | 事業名 | 補正額 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 款 | 目 | | | 国庫支出金 | 道支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 衛生費 | 環境衛生費 | 有害鳥獣駆除 | 1,100 | | | | | 1,100 | |
| 土木費 | 港湾管理費 | 港湾整備事業特別会計繰出金 | 4,162 | | | | | 4,162 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 計 | | | 5,262 | | | | | 5,262 | |

# 第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 10地　方　交　付　税 | | 2,730,540 | 5,262 | 2,735,802 |
| | 1地　方　交　付　税 | 2,730,540 | 5,262 | 2,735,802 |
| 歳　　入 | 合　　計 | 8,159,540 | 5,262 | 8,164,802 |

歳　出

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 4衛　　生　　費 | | 548,846 | 1,100 | 549,946 |
| | 1保　健　衛　生　費 | 548,846 | 1,100 | 549,946 |
| 8土　　木　　費 | | 668,026 | 4,162 | 672,188 |
| | 4港　　湾　　費 | 93,385 | 4,162 | 97,547 |
| 歳　　出 | 合　　計 | 8,159,540 | 5,262 | 8,164,802 |

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

（１）総括

（歳入）

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|
| １０ 地方交付税 | 2,730,540 | 5,262 | 2,735,802 |
| 歳入合計 | 8,159,540 | 5,262 | 8,164,802 |

（歳出）

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正予算額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国道支出金 | 地方債 | その他 | |
| 4衛生費 | 548,846 | 1,100 | 549,946 | | | | 1,100 |
| 8土木費 | 668,026 | 4,162 | 672,188 | | | | 4,162 |
| 歳出合計 | 8,159,540 | 5,262 | 8,164,802 | 0 | 0 | 0 | 5,262 |

（2）歳入

| 款<br>項<br>目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|
| 10 地方交付税 | 2,730,540 | 5,262 | 2,735,802 |
| 1 地方交付税 | 2,730,540 | 5,262 | 2,735,802 |
| 1 地方交付税 | 2,730,540 | 5,262 | 2,735,802 |
| 歳入合計 | 8,159,540 | 5,262 | 8,164,802 |

単位：千円

| 節 | | 説明 |
|---|---|---|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 1 地方交付税 | 5,262 | 普通交付税 |
| | | |

（3）歳出

| 款<br>項<br>目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正予算額の財源内訳<br>特定財源<br>国道支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 衛生費 | 548,846 | 1,100 | 549,946 | | | | 1,100 |
| 1 保健衛生費 | 548,846 | 1,100 | 549,946 | | | | 1,100 |
| 3 環境衛生費 | 42,494 | 1,100 | 43,594 | | | | 1,100 |
| 8 土木費 | 668,026 | 4,162 | 672,188 | | | | 4,162 |
| 4 港湾費 | 93,385 | 4,162 | 97,547 | | | | 4,162 |
| 1 港湾管理費 | 93,385 | 4,162 | 97,547 | | | | 4,162 |
| 歳出合計 | 8,159,540 | 5,262 | 8,164,802 | 0 | 0 | 0 | 5,262 |

単位：千円

| 節 | | 説明 |
|---|---|---|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 1 報酬 | 400 | 鳥獣被害対策実施隊員 |
| 7 報償費 | 700 | 有害鳥獣等対策謝礼 |
| | | |
| | | |
| 27 繰出金 | 4,162 | 港湾整備事業特別会計繰出<br>（港湾センター外壁応急工事及び外壁改修工事） |
| | | |

## （4）給与費明細書

1．特別職

| 区分 | | 職員数（人） | 給与費 報酬（千円） | 給料（千円） | 期末手当（千円）<br>年間支給率（月分） | 地域手当（千円） | 寒冷地手当（千円） | その他の手当（千円） | 計（千円） | 共済費（千円） | 合計（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 補正前 | 長等 | 3 | | 20,976 | 8,129<br>4.65 | | 323 | | 29,428 | 6,128 | 35,556 |
| | 議員 | 12 | 26,436 | | 5,563<br>2.525 | | | | 31,999 | 6,692 | 38,691 |
| | その他の特別職 | 298 | 16,903 | | | | | | 16,903 | | 16,903 |
| | 計 | 313 | 43,339 | 20,976 | 13,699 | | 323 | | 78,330 | 12,820 | 91,150 |
| 補正額 | 長等 | | | | | | | | | | |
| | 議員 | | | | | | | | | | |
| | その他の特別職 | | 400 | | | | | | 400 | | 400 |
| | 計 | | 400 | | | | | | 400 | | 400 |
| 補正後 | 長等 | 3 | | 20,976 | 8,129<br>4.65 | | 323 | | 29,428 | 6,128 | 35,556 |
| | 議員 | 12 | 26,436 | | 5,563<br>2.53 | | | | 31,999 | 6,692 | 38,691 |
| | その他の特別職 | 298 | 17,303 | | | | | | 17,303 | | 17,303 |
| | 計 | 313 | 43,739 | 20,976 | 13,699 | | 323 | | 78,730 | 12,820 | 91,550 |

2．一般職

（1）総括

ア　会計年度任用職員以外の職員

| 区分 | 職員数（人） | 給与費 報酬（千円） | 給料（千円） | 職員手当（千円） | 計（千円） | 共済費（千円） | 合計（千円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 補正前 | 98 | | 408,201 | 291,780 | 699,981 | 139,876 | 839,857 | |
| 補正額 | | | | | | | | |
| 補正後 | 98 | | 408,201 | 291,780 | 699,981 | 139,876 | 839,857 | |

| 職員手当の内訳 | 区分 | 扶養手当（千円） | 寒冷地手当（千円） | 期末手当（千円） | 勤勉手当（千円） | 管理職手当（千円） | 時間外手当（千円） | 通勤手当（千円） | 住居手当（千円） | 児童手当（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 補正前 | 10,070 | 8,349 | 96,548 | 74,600 | 12,867 | 26,174 | 2,898 | 6,535 | 6,720 |
| | 補正額 | | | | | | | | | |
| | 補正後 | 10,070 | 8,349 | 96,548 | 74,600 | 12,867 | 26,174 | 2,898 | 6,535 | 6,720 |
| | 区分 | 宿直手当（千円） | 特殊勤務手当（千円） | 管理職員特別勤務手当（千円） | 退職手当組合負担金（千円） | 備考 | | | | |
| | 補正前 | | | | 47,019 | | | | | |
| | 補正額 | | | | | | | | | |
| | 補正後 | | | | 47,019 | | | | | |

イ　会計年度任用職員

| 区分 | 職員数（人） | 給与費 報酬（千円） | 給料（千円） | 職員手当（千円） | 計（千円） | 共済費（千円） | 合計（千円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 補正前 | 100 | 103,683 | 115,438 | 66,609 | 285,730 | 54,189 | 339,919 | |
| 補正額 | | | | | | | | |
| 補正後 | 100 | 103,683 | 115,438 | 66,609 | 285,730 | 54,189 | 339,919 | |

| 職員手当の内訳 | 区分 | 扶養手当（千円） | 寒冷地手当（千円） | 期末手当（千円） | 勤勉手当（千円） | 管理職手当（千円） | 時間外手当（千円） | 通勤手当（千円） | 住居手当（千円） | 児童手当（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 補正前 | | | 24,632 | 18,359 | | 2,214 | 2,630 | | 1,380 |
| | 補正額 | | | | | | | | | |
| | 補正後 | | | 24,632 | 18,359 | | 2,214 | 2,630 | | 1,380 |
| | 区分 | 宿直手当（千円） | 特殊勤務手当（千円） | 管理職員特別勤務手当（千円） | 退職手当組合負担金（千円） | 備考 | | | | |
| | 補正前 | | | | 13,573 | | | | | |
| | 補正額 | | | | | | | | | |
| | 補正後 | | | | 13,573 | | | | | |

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

| 区　分 | 増減額（千円） | 増減事由別内訳（千円） | | 説　　明 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 給　　料 | | 給与改定に伴う増減分 | | | |
| | | 昇給に伴う増減分 | | | |
| | | その他の増減分 | | | |
| 職員手当 | | 制度改正に伴う増減分 | | | |
| | | その他の増減分 | | | |

議案第４号

令和８年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第１号）について

令和８年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、それぞれ４，１６２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４２６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１０月１９日提出

江差町長　照井　誉之介

提案理由

令和８年度江差町港湾整備事業特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

# 令和8年度 港湾整備事業特別会計 補正予算構成表

（単位：千円）

| 科目 | | 事業名 | 補正額 | 財源内訳 | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 款 | 目 | | | 国庫支出金 | 道支出金 | 地方債 | その他特定財源 | 一般財源 | |
| 港湾センター管理費 | 港湾センター管理費 | 江差町港湾センター外壁応急工事及び外壁改修工事 | 4,162 | | | | 4,162 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 計 | | | 4,162 | | | | 4,162 | | |

# 第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 2繰　　入　　金 | | 0 | 4,162 | 4,162 |
| | 1一 般 会 計 繰 入 金 | 0 | 4,162 | 4,162 |
| 歳　　入 | 合　　計 | 1,264 | 4,162 | 5,426 |

歳　出

単位：千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1港湾センター管理費 | | 1,264 | 4,162 | 5,426 |
| | 1港湾センター管理費 | 1,264 | 4,162 | 5,426 |
| 歳　出 | 合　計 | 1,264 | 4,162 | 5,426 |

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

（１）総括

（歳入）

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|
| 2 繰入金 | 0 | 4,162 | 4,162 |
| 歳入合計 | 1,264 | 4,162 | 5,426 |

（歳出）

単位：千円

| 款 | 補正前の額 | 補　正　額 | 計 | 補　正　予　算　額　の　財　源　内　訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 特　　定　　財　　源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国道支出金 | 地　方　債 | そ　の　他 | |
| 1港湾センター管理費 | 1,264 | 4,162 | 5,426 | | | 4,162 | |
| 歳　出　合　計 | 1,264 | 4,162 | 5,426 | 0 | 0 | 4,162 | 0 |

（2）歳入

| 款<br>項<br>目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|
| 2繰入金 | 0 | 4,162 | 4,162 |
| 1一般会計繰入金 | 0 | 4,162 | 4,162 |
| 1一般会計繰入金 | 0 | 4,162 | 4,162 |
| 歳入合計 | 1,264 | 4,162 | 5,426 |

単位：千円

| 節 | | 説明 |
|---|---|---|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 1 一般会計繰入金 | 4,162 | 港湾センター外壁応急工事及び外壁改修工事 |
| | | |

（3）歳出

| 款<br>項<br>目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正予算額の財源内訳<br>特定財源<br>国道支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 港湾センター管理費 | 1,264 | 4,162 | 5,426 | | | 4,162 | |
| 1 港湾センター管理費 | 1,264 | 4,162 | 5,426 | | | 4,162 | |
| 1 港湾センター管理費 | 1,264 | 4,162 | 5,426 | | | 4,162 | |
| 歳出合計 | 1,264 | 4,162 | 5,426 | 0 | 0 | 4,162 | 0 |

単位：千円

| 節 | | 説明 |
|---|---|---|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| 14 工事請負費 | 4,162 | 港湾センター<br>外壁応急工事 189<br>外壁改修工事 3,973 |
| | | |